

全国大学附属農場協議会技術職員集会会則

(名称)

第1条 本会は「全国大学附属農場協議会技術職員集会」（以下「技術職員集会」と称する。

(目的)

第2条 技術職員集会は、技術職員相互の情報交換を通じて知識や技術の向上を図り、各大学の附属農場・センター等の教育・研究に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 技術職員集会は、全国大学附属農場協議会に所属する附属農場・センター等の技術職員をもって構成する。

(技術職員集会運営委員会)

第4条 技術職員集会の運営組織として技術職員集会運営委員会（以下「運営委員会」）を置く。

- 2 運営委員会は、技術職員集会の運営及び議事等の会務を行う。
- 3 運営委員会は、開催大学から1名、次期開催大学から1名、開催大学がある地域協議会から1名、その他の地域協議会から3名を選出し、計6名で構成する。
- 4 運営委員選出は、各地域農場協議会に委ねる。

(役員)

第5条 運営委員会には、委員長1名、副委員長1名、書記1名の役員を置く。

- 2 委員長は、開催大学が行う。
- 3 副委員長は、次期開催大学が行う。
- 4 書記は運営委員とは別に開催大学から委員長が指名する。
- 5 委員長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、運営委員会の運営を助ける。また、技術職員ネットワークの担当を兼ねる。
- 7 書記は、技術職員集会の報告書（議事録）を作成する。

(任期)

第6条 地域協議会から選出された運営委員の任期は2年とし、毎年半数改選で交代時期は年度とする。

- 2 第5条に定める役員の任期は1年とする。

- 3 役員及び運営委員に欠員を生じた場合は、選出大学で後任者を選出する。その際の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 運営委員及び役員の再任は原則として認めないこととする。

(技術職員集会)

第7条 技術職員集会の開催は、原則年1回とし、その時期は全国大学附属農場協議会秋季全国協議会時とする。

(技術職員ネットワーク)

第8条 各大学に「技術職員ネットワーク窓口担当職員」(以下「窓口担当職員」)を置き、技術職員が担当する。ただし、大学の事情に応じて、教員または事務職員がこれを担当する事を認める。

- 2 窓口担当職員は、運営委員と各大学との情報交換、運営委員の選出及び技術職員集会の議題(話題)整理等を行う際の連絡窓口を担当する。
- 3 技術職員ネットワーク責任者として副委員長が管理を行う。
- 4 ネットワーク窓口担当職員リストは運営委員と窓口担当職員のみに表示することとし、窓口担当者職員はネットワーク窓口担当職員リストをむやみに他の職員に対し公表してはならない。各大学の窓口担当職員に変更が生じた場合は、速やかに地域代表の運営委員を通じて副委員長へ連絡する。副委員長はリストの更新を行い、地域代表の運営委員を通じて全国のネットワーク窓口担当職員へリストを送付する。
- 5 窓口担当職員はネットワーク窓口担当職員リストの不正流出が発生した場合は、速やかに運営委員長へ報告する。運営委員長は運営委員と全国大学附属農場協議会・技術職員集会担当幹事と協議し対策を講じる。

(報告)

第9条 技術職員集会における議事は、全国大学附属農場協議会に報告することとする。

附則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この会則は、令和4年4月1日から適用する。